

盛土規制法説明会での質問に対する回答

令和7年5月22日

No.	大項目	小項目	質問	回答
1	技術基準	許可・届出の不要工事	許可不要工事で、一時的な土石の堆積を行う場合、技術基準に適合させる必要があるか。	許可不要工事であれば、必ずしも技術基準に適合することを求めるものではありません。ただし、許可不要工事であっても、周囲に被害を及ぼす危険な盛土等と判断した場合は、改善命令等を発する場合があります。
2	技術基準	許可基準	「災害防止のために必要な許可基準」「災害防止のための安全基準の設定」について長崎県で基準は、どのように定めているのか。また、どこを閲覧したらよいか。	技術的基準については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第6条から第19条の技術的基準を確認してください。法令に定めがない項目については、「盛土等防災マニュアル」や「盛土等防災マニュアルの解説」等をご参照ください。
3	技術基準	土石の堆積	土砂の仮置きを行う場合に、作業構台を設置して水平にした上で仮置きを行うような資料の例示があるが、工事で掘削土砂(万m3単位)を数ヶ月～1年程度仮置きをする場合に、水平でない地盤上では作業構台の設置は必須なのか。	作業構台はあくまで例示ですが、土砂を堆積する面の勾配を1/10以下に確保する必要があります。ただし、堆積した土砂の崩壊が生じないように設計する場合はこの限りではありません。また、地表水等の浸透による緩み等が生じない措置も必要となります。
4	規制	既存盛土	安全性に問題が生じている場合、既存盛土も改善命令対象となるのか。	既存盛土も対象です。
5	規制	既存盛土	過去に祖父が石積を施工して、畑として耕作していたが、今は耕作放棄地となっている。このような場所で、危険な状態となった場合でも、改善命令対象となるのか。	耕作放棄地であることをもって、改善命令対象外とはなりません。既存盛土として改善命令等を行う場合はあります。
6	規制	既存盛土	管理責任について、過去にまで遡って問われることになるとの認識で間違いないか。	過去にまで遡り管理責任を問うのは、危険な状態となった原因が、過去の所有者等にあった場合が考えられます。個別案件毎に判断することとなります。
7	規制	農地	農地も規制対象か。古い農地も安全に保つ義務があるのか。	規制区域内においては、農地も規制対象です。造成時期にはかわらず安全を保つ必要があります。
8	許可・届出の対象・対象外	一体性	宅地造成等において、異なる工事主が隣接して行う造成で、各個別造成面積は500㎡以下であるが、造成地全体では500㎡を超える場合、許可申請は必要となるのか。	許可申請の必要性は、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から総合的に判断することとなります。

盛土規制法説明会での質問に対する回答

令和7年5月22日

No.	大項目	小項目	質問	回答
9	許可・届出の対象・対象外	一体性	宅地造成等において、異なる施工者が隣接して行う造成で、工事主が同一、各個別造成面積は500㎡以下であるが、造成地全体では500㎡を超える場合、許可申請は必要となるのか。	許可申請の必要性は、「工事主等の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」の観点から総合的に判断することとなります。 一体性のある盛土等と判断される場合は、個々の面積ではなく、全体面積での許可・届出が必要となります。
10	許可・届出の対象・対象外	一体性	50cm未満の盛土を行い、数年後にその上に50cm未満の盛土を行った場合、それぞれは、50cm以下であるから、対象外でよいか。	既盛土上に、新たに盛土を行う場合、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から判断することとなります。 数年後、併せて50cm超となる場合、許可届出の対象となる可能性はあります。
11	許可・届出の対象・対象外	一体性	複数の宅地を整備する場合で、下段の盛土は、許可が必要な規模の盛土、上段が許可（届出）不要の場合申請はどのようにすべきか。	申請の必要性は、「工事主等の同一性」「物理的一体性」「機能的一体性」の観点から総合的に判断することとなります。 一体性のある工事と判断される場合は、上段と下段を合わせて申請を行う必要があります。
12	許可・届出の対象・対象外	一体性	許可（届出）が必要となる規模未満の土石の堆積に隣接して、許可（届出）が必要となる規模未満の堆積を行う場合は、許可（届出）は不要か。	規制対象規模以下の堆積行為が繰り返され、これらの堆積が機能的に一体と認められる場合は、対象規模を従前の堆積も含めたものとして判断することとなります。
13	許可・届出の対象・対象外	一体性	開発区域の中で、500㎡以下の切り盛りが、数か所あった場合は、それぞれで判断するでよいか。	それぞれの箇所における、「工事主等の同一性」「物理的一体性」「機能的一体性」の観点から総合的に判断することとなります。 一体性があると判断される場合は、複数箇所を合計した面積での申請が必要となります。
14	許可・届出の対象・対象外	仮設道	許可不要工事において、工事に伴う仮設道等は、許可が必要か。	許可不要工事において、一定規模以上の切土をせずに施工する仮設道等は許可不要です。 ただし、仮設道等で土地所有者の意向により、残置（私道等としての利用）する場合は、盛土、切土となり許可の対象となります。
15	許可・届出の対象・対象外	許可・届出	ごく小規模の宅地造成の盛土（幅1m 高さ1m超程度の盛土 施工面積10㎡未満）も許可申請対象工事となるのか。	ごく小規模でも、所定の切盛りの高さや崖の有無などが許可対象工事であれば、許可申請対象です。

盛土規制法説明会での質問に対する回答

令和7年5月22日

No.	大項目	小項目	質問	回答
16	許可・届出の対象・対象外	許可・届出の規模	許可基準以下で盛土を薄くすれば、許可は不要か。	許可基準には、高さ要件にはかからなくとも、面積要件でかかる場合があります。 盛土の標高差50cm超（県細則による）で、面積要件（宅造区域では、500m ² ）を越えれば許可・届出の対象です。なお、一部でも50cm超の盛土があった場合には、50cm以下の部分も含めた全体面積で算定を行います。
17	許可・届出の対象・対象外	許可不要工事	宅地造成等工事規制区域で実施する、許可が必要となる規模の工事であるが、災害の発生のおそれがないと政令で定める工事については、届出（工事等の届出（法第21条第1項））も不要か。	政令で定められたものは届出も不要です。
18	許可・届出の対象・対象外	許可不要工事	「工事の施行に付随して行われる土石の堆積の許可・届出は不要」については、公共事業、民間事業関係なく該当するのか。	公共事業・民間事業に関係なく、該当します。
19	許可・届出の対象・対象外	窪地	窪地を埋めることも許可が必要か。深さの基準があるのか。	四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げ（埋め土）を行い地盤面が平坦になる場合や、平坦な面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、規制対象とはならないものと扱います。
20	許可・届出の対象・対象外	建築物の基礎工事	建築物等の工作物を建築・築造する際の掘削及び埋戻しは、規制対象となるのか。	建築物を建築する際の基礎を打設する前の掘削、埋戻し（いわゆる根切り作業）については、盛土規制法の対象外です。
21	許可・届出の対象・対象外	公共工事	道路設置に伴い道路との段差等のため、民地部分に接続道を設置（1mを超える盛土等に該当）する。このような接続道が複数箇所あるが、①許可等が必要か。②必要であれば、まとめて申請できるか。	道路（公共施設用地）外の盛土であれば、基本的には許可が必要ですが、許可が不要となる場合もあります。 許可申請となるのかについては、接続道の規模等から判断することとなります。具体的な計画の段階で個別相談ください。
22	許可・届出の対象・対象外	公共施設用地	公共の用に供する施設の定義について、公有地等の土地である必要があるか。民地（借り上げ等）であってもよいのか。地滑りの杭などは、民地に設置しており、必ずしも公有地ではない部分がある。	公共の用に供する施設かで判断しており、土地の所有者は関係ありません。

盛土規制法説明会での質問に対する回答

令和7年5月22日

No.	大項目	小項目	質問	回答
23	許可・届出の対象・対象外	公共施設用地	公共の用に供する施設は、法令に列挙されていますが、ここに列挙されていない市役所、出張所などは規制対象となるのか。	列挙されていないものは、規制対象です。
24	許可・届出の対象・対象外	砕石・砂	製造に関わる砕石・砂も関係するのか。	主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積は、規制対象となりません。 また、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等は、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、規制対象です。
25	許可・届出の対象・対象外	森林作業道	森林作業道を複数年で実施する場合は、全体の面積で考えるのか、小面積でも、それぞれに許可申請が必要か。	前提として、森林作業道の作設については、規制はあるものの、災害の恐れがない工事として許可の必要はありません。 通常の許可対象となる行為については、基本的には全体計画の中で考え、土地の形質の変更(盛・切)に係る部分の面積が申請面積になります。
26	許可・届出の対象・対象外	土石の堆積	工事に伴う床掘を行い、埋戻し用の残土を工事敷地内ではなく、施工業者のヤードで保管する場合、当該許可等の手続きは必要か。	工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するものであれば、手続きは不要ですが、請負契約図書、工事施工計画書その他書類に工事の現場と位置付けられない土地に仮置きする場合は、個別に判断が必要な場合もあるため、盛土対策室へ相談してください。
27	許可・届出の対象・対象外	土石の堆積	工事で発生した残土を、次の工事は未確定だが、利用の可能性を考慮し、一時保管する場合は許可対象外となるか。	許可申請等の対象になると考えます。 個別に盛土対策室へ相談してください。
28	許可・届出の対象・対象外	土石の堆積	仮設道路等は、請負契約図書、施工計画書等に工事の現場と位置づけたものとありますが、「工事に付随して行われるものとして」許可不要工事とはならないか。	工事に付随して行われるものは、当該現場で使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該現場又はその付近に堆積するものを指します。 一定規模以上の切土を伴わない仮設道路は、上記に含まれますが、本体工事完了後、地権者等からの要望で存置する場合は、改めて許可が必要となります。

盛土規制法説明会での質問に対する回答

令和7年5月22日

No.	大項目	小項目	質問	回答
29	許可・届出の対象・対象外	土石の堆積	工事で発生した土砂を分散して一時堆積する場合、許可不要とされる範囲はどこまでか。	請負契約図書、施工計画書、その他の書類で工事現場と位置づけられているか又は主任技術者が容易に状況把握し、到達できるかで判断します。工事現場からの距離は定めていません。
30	許可・届出の対象・対象外	土石の堆積	工事に付随する土石の堆積が、複数年にわたる場合も、許可手続き不要か。	工事が継続しており、その工事で使用する目的で堆積する場合は、許可不要です。
31	許可・届出の対象・対象外	土石の堆積	土石の一時堆積を数日間行う場合でも許可・届出が必要なのか。	一定規模を超えるものであれば、手続きが必要です。
32	許可・届出の対象・対象外	土石の堆積	工事で発生した残土を、将来利用する可能性がある（具体的な計画なく）ことから、所有地に仮置きする場合は、許可等が必要か。	利用予定がなく、一時的な土石の堆積(仮置き)をする場合は、許可対象となります。
33	許可・届出の対象・対象外	農地	3枚の畑を1枚するのは、手続きが必要か。	営農行為でなく、一定規模以上の土地の形質変更であれば、許可・届出が必要です。なお、土地改良法に基づくものとして実施する場合は、許可届出は不要です。
34	許可・届出の対象・対象外	農地	土砂崩れしやすい地質（地滑り区域等）の田畑の石積を復旧する場合、許可が必要か。	自然災害により宅地、農地等の土地を原状回復する行為については、盛土規制法の規制対象となる土地の形質の変更には該当しないと考えるため、許可（届出）不要です。
35	許可・届出の対象・対象外	林地崩壊防止施設	林地崩壊防止施設を整備する、林地崩壊防止事業等の治山事業は、規制対象外となるのか。	国又は地方公共団体が管理する林地崩壊防止施設は、規制対象外の施設として該当します。規制の対象は、事業により判断するのではなく、その施設かどうかにより判断します。
36	許可・届出の対象・対象外	林地崩壊防止施設	治山施設は公共施設用地か。	治山施設は、省令にある「林地荒廃施設」であり、公共施設用地です。
37	証明書	許可不要工事	許可した証明書の発行、許可不要の証明書の発行はされるのか。	許可した物件の証明書の発行は行うことができますが、可能であれば許可書の写しでの対応も検討ください。また、盛土規制法で規定する宅地造成及び特定盛土等に関する工事ではないことの証明書を発行することもできます。

盛土規制法説明会での質問に対する回答

令和7年5月22日

No.	大項目	小項目	質問	回答
38	申請関係	土石の堆積	一時的な土石の堆積の一時的とはどのくらいの期間か。	土石の堆積はあくまで、一時的な堆積であり、最終的に撤去されるものです。期間は5年間と考えています。
39	申請関係	土石の堆積 ストック ヤード	ストックヤードの場合も、一時的な土石堆積は、5年なのか。	ストックヤードの場合、一時的な土石の搬出入が繰り返されて、継続的に土石の堆積が行われるものと思います。 盛土規制法では、許可後、3か月ごとの定期的な報告を求めていますので、報告にて、土石の搬出入の確認をした場合は、許可の更新を認めていきます。 許可後、土石の搬出入がなく、そのままの状態、今後も、利用の計画がないような場合は、一時的とは考え難いため、撤去していただくか、盛土としての許可をとってもらうことになる場合があります。
40	申請関係	土地所有者 等	土地所有者等の全員の同意とは。	所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とした権利を有する全ての者の書面・捺印による同意を得ていることが必要です。
41	申請関係	申請方法	許可申請は誰が誰に行うのか。	工事主（工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者）が都道府県知事等（長崎県知事、又は長崎市、佐世保市）へ申請します。
42	申請関係	申請方法	許可申請は、郵送やインターネットを利用した申請は可能か。	申請等は持参又は郵送でお願いします。インターネットによる申請受付は行っておりません。
43	申請関係	申請方法	許可申請について、ネット申請対応の予定は。	ネット申請対応予定はありません。
44	申請関係	許可基準	近隣所有者等からの同意が得られない場合の対応はどのようになるか。	工事（許可申請）前の事前説明は許可要件ですが、近隣所有者等からの同意は、許可要件ではありません。しかし、施工時や施工後のことを考えると、理解を得て事業を進められたほうがよいと考えます。

盛土規制法説明会での質問に対する回答

令和7年5月22日

No.	大項目	小項目	質問	回答
45	申請関係	許可届出の規模	宅地造成にて、A：切盛土を行わない区域と、B：切盛土を行う区域があった場合、許可基準にて示されている面積(特定盛土規制区域では3000m ² 以上)の判断は、A+Bとなるのか。	切土又は盛土の許可基準は、切土盛土を実際に行う面積で判断します。
46	申請関係	境界をまたがる盛土等	宅地整備において、工事区域が宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域にまたがる場合、対象となる規模の判断はどのようになるか。	一体的に規制すべき盛土等が宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域にまたがる場合、 ① 盛土等の工事のうち宅地造成等工事規制区域内の部分が宅地造成等工事規制区域の許可要件に該当する場合は、当該盛土全体が法12条の許可(宅地造成等)に該当します。 ② ①に該当せず、盛土等の工事全体が特定盛土等規制区域の許可要件に該当する場合には、当該盛土全体が法30条の許可(特定盛土等)に該当します。 ③ ①、②に該当せず、盛土等の工事全体が特定盛土等規制区域の届出要件に該当する場合には、当該盛土全体が法27条の届出に該当します。
47	申請関係	標準処理期間	許可申請先は、長崎市・佐世保市以外の区域では、本庁盛土対策室とのことだが、申請提出後、審査日数は何日間を予定しているか。	宅地造成、特定盛土等に関する工事の許可の標準処理期間は30日間としており、土石の堆積に関する工事の許可の場合は14日間としています。 なお、土日祝日や書類等の不備等による補正対応期間は含みません。
48	申請関係	変更許可・届出	他法令に基づく許可申請(A)と盛土規制法に基づく許可手続きが並行する場合において、盛土対規制法許可後、A許可権者より変更指示があり設計変更する場合、盛土の変更許可の必要性があるか。	盛土規制法で許可申請した内容に変更が生じた場合、変更手続き(工事の変更許可申請、軽微な変更に関する届出等)を行っていただく必要があります。
49	申請関係	窓口	盛土規制法に関することは全て(事前相談を含めて)、本庁盛土対策室で対応するのか。	盛土規制法に関することは本庁盛土対策室にて対応します。 なお、盛土規制法の規制区域指定後、諫早市内で都市計画法第29条に基づく開発許可を得た工事(盛土規制法の許可のみなし)については、盛土規制法に基づく中間検査等についても、諫早市が対応します。

盛土規制法説明会での質問に対する回答

令和7年5月22日

No.	大項目	小項目	質問	回答
50	申請関係	様式	届出、様式はどこを閲覧したらよいか。	様式については、県盛土対策室のHPに掲載しています。 盛土対策室HP内の「盛土規制法の手続き」→「盛土規制法に関する様式集」で確認指定ください。
51	申請関係	中間検査	中間検査はどのようなときに受けるのか。	政令第23条に定める規模のもので、政令第24条に定める特定工程工事を行った段階(暗渠等設置段階で(完成検査で確認できないもの))で検査を受ける必要があります。なお中間検査を受け、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、工事を進めることはできません。
52	申請関係	手数料	許可申請等の手数料はいくらか。	手数料の額は、「許可申請等の手引」で確認してください。 (「許可申請等の手引き」は長崎県盛土対策室のHPに掲載しています。)
53	申請関係	審査	許可の審査の際に現場確認を行うのか。	現場確認が必要と判断した場合は、実施することがあります。
54	その他	災害防止手法	盛土の崩落防止の有効的な対策はなにか。	盛土の規模等によりさまざまな対策があります。例えば擁壁の設置や排水施設を設置することが考えられます。詳しくは、「盛土等防災マニュアル」や「盛土等防災マニュアルの解説」をご参照ください。
55	他法令	建築基準法	盛土規制法の許可を受けたものは、建築確認における宅地の造成確認は不要と聞いたが、正しいか。	建築基準法第88条の規定により準用する擁壁の建築確認申請については、同条第4項の規定により盛土規制法の許可を受けた場合は適用を除外されます。よって、盛土規制法の許可を受けた擁壁の建築確認申請は不要となります。建築基準法に関する詳細については、建築確認担当部局等へお問い合わせください。
56	他法令	建築基準法	宅地であれ、農地であれ工作物(2m以上の擁壁)を設置する際に建築の許可が必要であるが、別途、盛土規制法での手続きが必要か。	擁壁を設置する場合は、盛土規制法の適用を受ける可能性がありますので、盛土対策室へお問い合わせください。また、建築の許可に関する詳細については、建築確認担当部局等へお問い合わせください。

盛土規制法説明会での質問に対する回答

令和7年5月22日

No.	大項目	小項目	質問	回答
57	他法令	建築基準法	盛土規制法による完了検査を受けないとその他の建築の申請ができなのか。	盛土規制法に係る完了検査を申請する前に、あるいは検査済証の交付を受ける前に、建築確認申請を行うこと並びに建築工事に着工することは盛土規制法では制限していません。 盛土規制法の完了検査に伴い、手直しが生ずることもありますので、他法令による手続きを並行している場合は適切な対応を行うようお願いいたします。なお、建築申請に関する詳細については、建築担当部局等へお問い合わせください。
58	他法令	採石法	採石法による認可の工事は、許可の対象外あるが、規制はかかるということで、盛土規制法の安全基準に合致する必要があるということか。	採石法に基づき認可を受けた採取計画に係る工事については、盛土規制法の安全基準に必ずしも合致させる必要はありません。規制がかかるのは、盛土等の施行中、完了後に、災害の発生の恐れがあると判断された場合には、改善命令などを発することが出来るということです。
59	他法令	都市計画法	都市計画法に基づく開発許可は、盛土規制法に基づく許可がされたものとみなす（みなし規定）とのことだが、中間検査、定期報告、完了検査などは、別途盛土への手続きが必要なのか。	「中間検査」及び「定期報告」などは、盛土規制法に基づき、開発許可とは別に手続きを行っていただくこととなります。 なお、完了検査（検査済証）は許可と同様にみなし規定となります。
60	他法令	都市計画法 農地法 環境条例 ほか	開発行為に基づく都市計画法や市町にある環境保全条例の手続き、また農地転用を伴う行為の手続きのほか、その他想定される手続きと盛土規制法の関係性（盛土規制法の許可により他の許可は不要や盛土規制法の許可が下りないとその他の手続きができないなど）はどうなるのか。	規制区域指定後、都市計画法に基づく開発許可（法第29条）を受けたものは、盛土規制法の許可のみなしとなりますが、都市計画法以外の法令や条例は、盛土規制法の許可と直接の関係はありません。このため、盛土規制法では、都市計画法以外の他法令の許可等の有無にかかわらず一定規模以上の盛土等は許可届出を要します。逆に盛土規制法の許可が、他法令の許可の条件となるかについては、各法の担当部署へ問い合わせてください。
61	他法令	土地改良法	土地改良事業は、許可不要工事とされているが、かっこ書きで（農業用排水施設の新設等）とされている。土地改良事業として実施する区画整理工事は許可不要となるか。	土地改良事業は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第8条第1項第1号で「宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事」と定められており、許可不要となるのは、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事です。

盛土規制法説明会での質問に対する回答

令和7年5月22日

No.	大項目	小項目	質問	回答
62	他法令	土地改良法 農地	ほ場整備に伴う切土、盛土も規制対象となるのか。	ほ場整備も規制対象となります。 ただし、土地改良法に規定する土地改良事業等により行われる工事は、災害の発生のおそれがないと認められる工事として、許可申請は不要です。
63	他法令	土地区画整理法	土地区画整理事業や市街地再開発事業については、各法に基づき、県等の認可を得て事業を行う場合、当該事業において、道路や公園等の公共施設以外の宅地等の造成を行う部分については、盛土規制法の手続きが必要になるのか。	許可（届出）が必要となる規模以上の工事であれば、手続きが必要となります。
64	他法令	農地法	農地において農地改良届を出す場合は、盛土規制法の許可は必要か。 例) 複数の田や畑を1枚にまとめて畑を造成する場合等。	ほ場の大区画化・均平・勾配修正、盛土を伴う田畑転換等は、土地の形質の変更（切土・盛土）に該当しますので、盛土等の規模によって、許可等が必要となります。

盛土規制法説明会での質問に対する回答

令和7年5月22日

No.	大項目	小項目	質問	回答
65	定義	土石	土石とは何か。	<p>盛土規制法における「土石」とは、土砂（※1）もしくは岩石（※2）、又はこれらの混合物。なお、石を破碎すること等により土と同等の性状にしたものや土に改良材を混合等したもの、建設廃棄物等の建設副産物を土と同等の性状にしたもの等が含まれる一方、廃棄物は含まれません。</p> <p>【土砂】（※1）とは。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地盤を成する材料のうち、粒径 75ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。） ○地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの。 ○地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの。 ○土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの。 ○建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第 48号。以下「資源有効利用促進法」という。）第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの。 <p>【岩石】（※2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「土石」のうち「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたもの。